



Tax Newsflash

中国

デロイト トーマツ税理士法人

2016年2月24日号

※本ニュースレターは、[英文](#)(または中文)ニュースレターの翻訳版です。
日本語訳と原文(英文または中文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

新しいハイテク企業認定管理弁法の公布

2016年1月29日に中国科学技術部、財政部および国家税務総局は共同で、改正後の新しい「ハイテク企業認定管理弁法」¹(以下「新弁法」)を公布した。新弁法では、規定の合理性、実用性および普遍性を高め、政府の“簡政放権”(注: 手続の簡素化と権限移譲)の政策を体现するため、ハイテク企業の認定条件が変更されたほか、事中・事後の管理も強化される。新弁法は2016年1月1日から施行される。

(1) 背景

中国における企業所得税の法定税率は25%であるが、ハイテク企業の認定を受けた場合には、優遇措置として15%の軽減税率が適用される。

改正前の「ハイテク企業認定管理弁法」²(以下「旧弁法」)は2008年に公布されたものである。近年における科学技術の発展に伴い、旧弁法の下ではハイテク分野の範囲が産業の現状に合わない、中小企業を十分に支持できないといった問題が実務において生じてきた。そのため、2016年1月13日の国務院常務会議において、ハイテク企業認定管理弁法を改正し、科学技術企業、特に中小企業に対する政策面での支援を強め、経済発展の促進を図ることが決定された。

(2) 主な変更点

1) 認定条件の変更

ハイテク企業の認定条件について、新弁法では主に次の点に変更された。

1 [国科発火\[2016\]32号](#)(中華人民共和化国科学技術部ウェブサイト(中国語))
2 [国科発火\[2008\]172号](#)(中華人民共和化国科学技術部ウェブサイト(中国語))

| | 旧弁法 | 新弁法 | コメント |
|-------------|---|---|--|
| 知的財産権に係る要求 | 直近 3 年間に自主研究開発、譲受、受贈、合併買収等の方式により、あるいは 5 年以上の独占許諾方式を通じて、主要製品(サービス)のコア技術に対する自主知的財産権を保有していること | 自主研究開発、譲受、受贈、合併買収等の方式により、主要製品(サービス)に対して技術面でコアとなる支持効果を発揮する知的財産権の所有権を得ること | 企業の自主研究開発を奨励するために、新弁法では“直近 3 年間”に得た知的財産権であることという制限、および“5 年以上の独占許諾”により知的財産権を得る方式が取り消された |
| | 製品(サービス)が「国家が重点的に支援するハイテク分野」の規定する範囲に属していること | 企業の主要製品(サービス)に対してコアとなる支持効果を発揮する技術が「国家が重点的に支援するハイテク分野」の規定する範囲に属していること | 新弁法では、企業の主要製品(サービス)に内在する技術水準に着目し、かつ知的財産権と主要製品(サービス)の関連性を強調している |
| 科学技術者の割合 | 大学専科以上の学歴を有する科学技術者が企業の当年度の従業員総数の 30%以上を占め、そのうち研究開発者が当年度の従業員総数の 10%以上を占めること | 企業の研究開発および関連の技術革新活動に従事する科学技術者が企業の当年度の従業員総数に占める割合が 10%を下回らないこと | 新弁法では、研究開発を外部委託するという目下の傾向に適應するため、科学技術者の割合に関する要求を引き下げた |
| 研究開発費用の割合 | 直近 3 会計年度の研究開発費用総額が売上高総額に占める割合が以下の要求に合致していること 1. 直近 1 年間の売上高が 5,000 万円未満の企業は、その割合が 6%を下回らないこと 2. 直近 1 年間の売上高が 5,000 万元以上 2 億円未満の企業は、その割合が 4%を下回らないこと 3. 直近 1 年間の売上高が 2 億円以上の企業は、その割合が 3%を下回らないこと | 直近 3 会計年度の研究開発費用総額が同期間の売上高総額に占める割合が以下の要求に合致していること 1. 直近 1 年間の売上高が 5,000 万円未満の企業は、その割合が 5%を下回らないこと 2. 直近 1 年間の売上高が 5,000 万元以上 2 億円未満の企業は、その割合が 4%を下回らないこと 3. 直近 1 年間の売上高が 2 億円以上の企業は、その割合が 3%を下回らないこと | 新弁法では、より多くの中小企業がハイテク企業の優遇を受けられるように、年間の売上高が 5,000 万円未満の企業の研究開発費用割合の指標が引き下げられた |
| 指標評価体系 | 企業の研究開発組織の管理水準、科学技術成果の転化能力、自主知的財産権の件数、売上と総資産の成長性等の指標が「ハイテク企業認定管理作業ガイドライン」の要求に合致していること | 企業の革新能力の評価が関連の要求に達していなければならない | 新弁法では、従来の指標評価体系が変更された。具体的な内容は、新しい作業ガイドラインに反映されるものと見込まれる |
| 安全、品質等に係る要求 | 資格申請の審査項目として言及されていない(ただし、旧弁法では重大な安全、品質の事故および環境にかかわる違法行為を、事後的にハイテク企業資格を取り消す状況の一つとして列挙している) | 企業で認定申請する前の 1 年間に、重大な安全、重大な品質の事故あるいは重大な環境にかかわる違法行為が発生していないこと | 新弁法では、企業の安全、品質および環境にかかわるコンプライアンスの要求が追加された |

2) 認定手続の改善

新弁法では、ハイテク企業の認定手続および関連の要求が整備された。主な変更点は次のとおりである。

- 企業が認定申請をする際、直近3会計年度の企業所得税の年度納税申告表を提出するという要求が追加された
- 認定企業を公示する期間が、従来の15営業日から10営業日に短縮された
- 既に認定を受けたハイテク企業について、毎年5月末までに前年度の知的財産権、科学技術者、研究科発費用、経営収入等に係る年度発展状況報告表を提出するという要求が追加された
- 既に認定を受けたハイテク企業に名称変更が生じた場合には、企業が自主的に報告し、認定機関がその資格の有効性を審査、確認する。新弁法では、届出の要求には言及していない
- ハイテク企業が認定機関の管理区域を跨って全体で移転する場合、そのハイテク企業資格の有効期間内において、元の資格が引き続き有効であることが明確にされた
- 旧弁法の規定によれば、ハイテク企業資格を初めて得た企業は、当該資格の期間満了前3カ月以内に再審査の申請をし、再審査に合格すれば、そのハイテク企業資格を3年間延長することができた。その再審査を申請する際の資料要求および手続は初回申請よりも簡易とされていた。しかし、改正後の新弁法では、再審査の手続に関する規定がなくなった。このことは、ハイテク企業資格の期間が満了した後、企業が引き続きハイテク企業の政策の適用を受けることを望む場合には、最初の申請時と同じ手続に従い、改めて認定を受けなければならないことを意味する

3) ハイテク分野の調整

科学技術の発展の現状に基づき、新弁法では、国家が重点的に支援するハイテク分野の範囲が適切に調整された。今回の調整では、多くの新興産業の技術領域が拡充されると同時に、立ち後れた産業の技術と製品の内容が削除された。このほか、新弁法では、内容の規範性を高め、技術の特徴が表されるように、関連技術の説明が整えられた。

追加された産業と技術の例

| | |
|-----------------------|-------------------------------|
| ➤ クラウドコンピューティングサービス技術 | ➤ 付加製造 |
| ➤ 検査測定認証および基準サービス | ➤ グラフェン材料の調合および応用 |
| ➤ 電子商取引および現代物流技術 | ➤ 重大な自然災害のモニタリング |
| ➤ 都市管理および社会サービス | ➤ 早期警戒および応急処置 |
| ➤ 文化創意産業の支持技術 | ➤ 新エネルギー自動車のテストおよびインフラストラクチャー |

4) 事中・事後管理の強化

i. 管理監督体制の確立

新弁法には“監督管理”の章が追加され、科学技術部、財政部および税務総局がランダム検査および重点検査体制を確立し、各地のハイテク企業認定管理作業に対する監督、検査を強化することを求めている。新弁法の規定によれば、既に認定を受けたハイテク企業について、関連部門が日常管理の過程で認定条件を満たさないことを発見した場合には、認定機関にレビューを行うよう要請しなければならない。レビュー後に認定条件を満たさないことが確認された場合、認定機関はそのハイテク企業資格を取り消し、かつ認定条件を満たさなくなった年度以降に享受した租税優遇額を追徴するよう税務機関に通知する。

新弁法には、ハイテク企業が認定機関に重大な変化を自主的に報告するという規定が残されているが、その重大な変化は認定条件と関連するものであることが明確にされた。また、報告期限が15日以内から3カ月以内に延びた。

ii. ハイテク企業資格が取り消される状況に関する変更

既に認定を受けたハイテク企業に以下の行為のいずれかがあった場合、認定機関はそのハイテク企業資格を取り消さなければならない(新弁法と旧弁法の比較)。

| 旧弁法 | 新弁法 | コメント |
|---|--|---|
| 1. 認定申請の過程で虚偽の情報を提供した場合 | 1. 認定申請の過程で重大な虚偽・欺瞞の行為が存在した場合 | 新弁法の下では、関連の行為によって企業のハイテク企業資格が取り消されるか否かは、当該行為の情状あるいは結果の重大さの程度による。このような変更により、行為の影響を区分することなく、公平性を欠いた形で一律の処理が行われることを避けることができる。ただし、“重大”の概念は明確ではない。 |
| 2. 脱税、税金詐取等の行為があった場合 | 2. 重大な安全、重大な品質の事故あるいは重大な環境にかかわる違法行為が発生した場合 | |
| 3. 重大な安全、品質の事故が発生した場合 | 3. 期限までに認定条件に関連する重大な変化の状況を報告しないか、あるいは累計2年間、年度発展状況報告表を提出しなかった場合 | |
| 4. 環境等にかかわる法令違反、規定違反行為があり、関連部門の処罰を受けた場合 | | |

また、資格を取り消された企業に対して、旧弁法にあった“認定機関は5年間、当該企業の認定申請を受理しない”という規定は適用されなくなる。新弁法では、資格を取り消された企業に対し、“「租税徴収管理法」および関連規定に従い、上述の行為が発生した日の属する年度以降に既に享受したハイテク企業の租税優遇額を追徴する”ということも明らかにしている。

(3) デロイトのコメント

目下の科学技術および経済発展の必要に合わせて、今回公布された「ハイテク企業認定管理弁法」では、旧弁法を基礎として、ハイテク企業の認定条件、手続等の明確化および改善が図られた。そのうち、ハイテク分野の範囲の拡充、および一部の認定条件の緩和とプロセスの簡易化は、多くの企業(特に中小企業)によるハイテク企業の認定申請に一定の便宜を与えることになるだろう。ただし、ハイテク企業に対する優遇政策の適用を申請する納税者は、相応のコンプライアンス義務を履行しなければならないということにも留意する必要がある。また、ハイテク企業資格と密接に関連する知的財産権は、グループのビジネス戦略および産業チェーンの配置にもかかわるものである。そのため、グループの戦略の下で、どのように合理的にハイテク企業に対する優遇政策の適用を受けるかは、納税者が慎重に考えるべき問題といえる。新弁法による事後管理の強化は、納税者がこれと関連するリスクの意識を高めなければならないことを意味する。

優遇政策の適用を受けるためにハイテク企業資格の申請を予定している企業は、今回公布された新弁法に基づき、実行可能性の評価を行うとともに、申請の準備作業を進める必要がある。また、ハイテク企業の認定にかかわる細部の多くは、今後公布される新しい作業ガイドラインにおいて明らかにされるものと見込まれる。したがって、関連の納税者はハイテク企業の認定にかかわる法規および実務の動向に引き続き注意を払い、必要な場合には専門機関のサポートを受け、速やかに順調に申請のプロセスを進められるようにすることを提案する。

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao

問い合わせ

デロイト トーマツ税理士法人

エグゼクティブオフィサー 大久保 恵美子

email: emiko.okubo@tohatsu.co.jp

東京事務所

〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 新東京ビル 5 階

T e l : 03-6213-3800(代)

email: tax.cs@tohatsu.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax-co

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,700 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 225,000 名を超える人材は、“making an impact that matters”を自らの使命としています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を含みます。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイト トーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。